

駒ヶ根市公共施設等総合管理計画



令和6年3月 改定
(平成28年3月 作成)

長野県駒ヶ根市

(白紙)

< 目 次 >

第1章 公共施設等総合管理計画の概要	1
1. はじめに	1
2. 計画の体系	1
3. 計画の期間	2
4. 本計画の対象とする範囲及び施設保有量	2
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題	4
1. 公共施設	4
2. インフラ施設	5
3. 過去の実績	5
4. 人口動態	8
5. 財政状況	9
6. 現状や課題に対する基本認識	12
第3章 公共施設等マネジメントの基本方針	13
1. 公共施設マネジメントの取組の必要性	13
2. 基本的な考え方	13
3. 数値目標の設定	16
4. P D C Aサイクルの推進方針	18
5. 対策内容	19
第4章 総合管理計画および個別施設計画に基づく対策効果	21
1. 効果額の算定	21
2. 財政負担の見通し	24
第5章 計画推進に向けた取組	26
1. 推進体制	26
2. 計画の実現に向けて	27

(白紙)

第1章 公共施設等総合管理計画の概要

1. はじめに

駒ヶ根市の公共施設※¹は、建築から30年以上経過する施設が半数近くを占めており、老朽化が進みつつあります。また、人口については、平成20年をピークに減少に転じているほか、年少人口比率についても低下が続いているなど、少子化が進んでいます。

このような中、当市ではこれまで学校施設の耐震改修をはじめとする公共施設、また、道路等をはじめとするインフラ施設※²の更新や長寿命化対策を講じ、市民の安全安心の確保に積極的に取り組んできたところです。

当市ではさらに将来を展望する中で、公共施設やインフラ施設の全体を把握し、長期的視点に立ったまちづくりのため、更新・統廃合・長寿命化などの手法による最適な公共施設等の管理のあり方を定め、総合的かつ統括的に企画、管理、活用（マネジメント）を行っていくため、平成28年3月に「駒ヶ根市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定しました。

また、総合管理計画に基づき、令和3年4月に「駒ヶ根市公共施設個別施設計画（以下、「個別施設計画」という。）」を策定し、施設類型ごとの優先順位や対策内容、実施時期等について具体的な方針を示した上で、施設整備や大規模改修、または長寿命化などを図るとともに、財政負担の軽減・平準化を図るなど、効果的かつ計画的な行財政運営を推進することとしています。

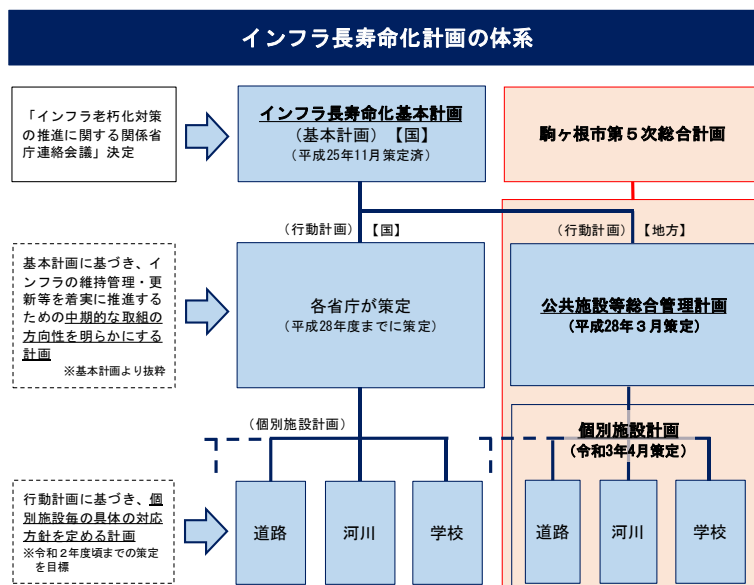
令和3年1月には国から、総合管理計画の策定から一定の期間が経過し、国（各省）のインフラ長寿命化計画が見直されることも踏まえ、また、策定済みの個別施設計画等の状況を勘案し、総合管理計画を改訂するよう通知されたことから、公共施設マネジメントをより一層、効率的・効果的に推進するための見直しを実施することとしています。

※1 公共施設：学校、スポーツ施設、庁舎等のいわゆる「ハコモノ」施設

※2 インフラ施設：道路、橋りょう、公園、上下水道施設といった「社会基盤施設」

2. 計画の体系

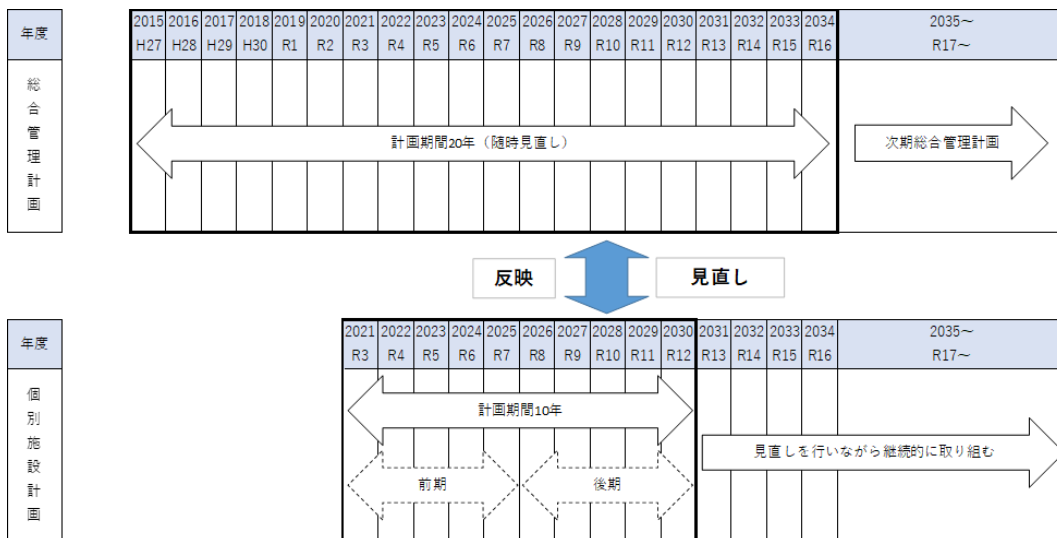
国のインフラ長寿命化計画に基づき、以下の体系（位置づけ）としています。



3. 計画の期間

総合管理計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 20 年間とし、また、個別施設計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間（前期 5 年・後期 5 年）としています。

計画期間中は、毎年度進捗状況を確認するとともに、概ね 5 年ごとに評価検証を行い計画の見直しを行います。ただし、計画の見直しについては、社会情勢の変化やニーズの変化、取組の進捗状況等に応じ柔軟に対応することとし、総合管理計画と個別施設計画の整合性を図りながら継続的に取組を進めます。



4. 本計画の対象とする範囲及び施設保有量

本計画は、本市が所有又は管理している公共施設等を対象とします。

<公共施設（普通会計）>

(R5. 3. 31 現在)

No.	施設類型		施設数	延床面積 (m2)	面積割合 (%)
1	小・中学校	小学校	5	32,993.00	33.9
		中学校	2	15,350.00	
2	学校給食センター		3	2,264.20	1.6
3	公民館		3	2,213.33	1.6
4	文化施設・文化財	文化施設	3	8,671.67	7.2
		文化財	4	1,633.92	
5	スポーツ施設	屋内スポーツ施設	12	16,787.48	12.0
		屋外スポーツ施設	10	391.62	
6	レクリエーション・観光施設		8	9,718.26	6.8
7	産業系施設		4	1,761.77	1.2
8	保育園・幼稚園		10	7,360.00	5.2
9	子育て関連施設	子育て支援施設	2	1,136.07	1.1
		子ども交流センター	4	490.00	

10	福祉施設	高齢福祉施設	5	4, 087. 82	3. 9
		障がい福祉施設	3	1, 528. 97	
11	庁舎等		4	8, 508. 80	6. 0
12	教職員住宅		8	1, 851. 30	1. 3
13	商業系施設		2	7, 572. 63	5. 3
14	その他施設		1	105. 12	0. 1
15	公営住宅		7	18, 350. 91	12. 8
合計			100	142, 776. 87	100

<普通財産（普通会計）>

No.	施設類型	施設概況（R5.3.31現在）
16	普通財産	旧モルゲンロート、旧駒ヶ根温泉ホテル

<インフラ施設（普通会計）>

No.	施設類型	施設概況（R5.3.31現在）	
17	道路	延長	644.5 km
		面積	3.0 k m ²
18	橋りょう	橋数	379 橋
		面積	0.02 k m ²
19	公園・緑地	公園数	24 箇所
		面積	67.94 ha
20	河川（準用河川）	延長	20.02 km

<インフラ施設（公営事業会計）>

No.	施設類型	施設概況（R5.3.31現在）	
21	上水道	施設数	浄水場 8 施設
			配水池 19 施設
		管渠延長	導水管 9.21 km
			送水管 11.39 km 配水管 332.22 km
22	公共下水道	施設数	処理場 1 施設
		管渠延長	205 km
23	農業集落排水	施設数	処理場 8 施設
		管渠延長	163 km

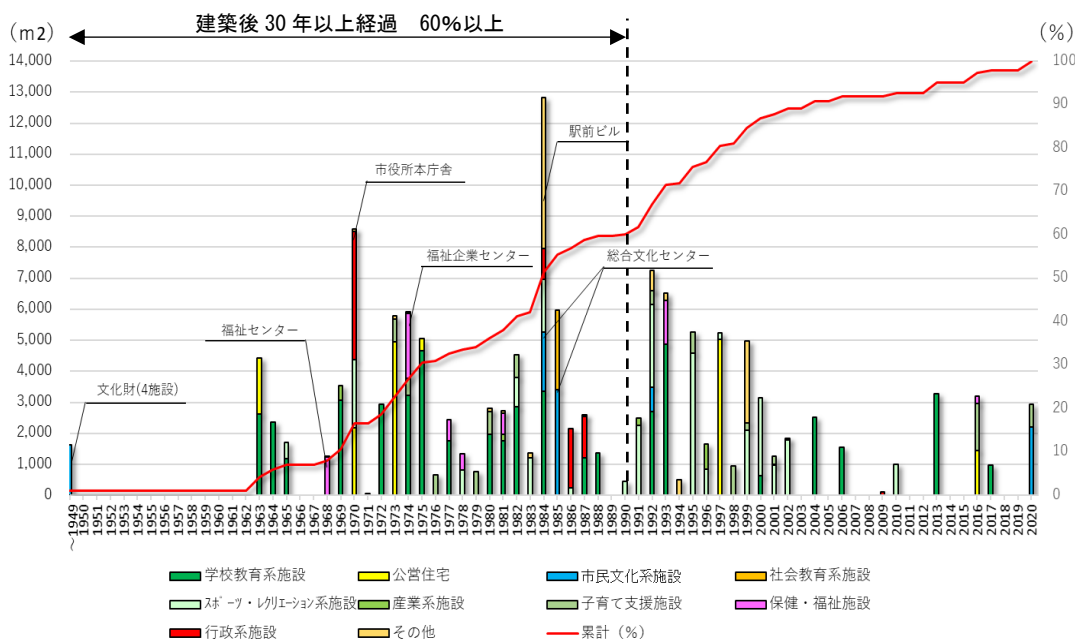
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1. 公共施設

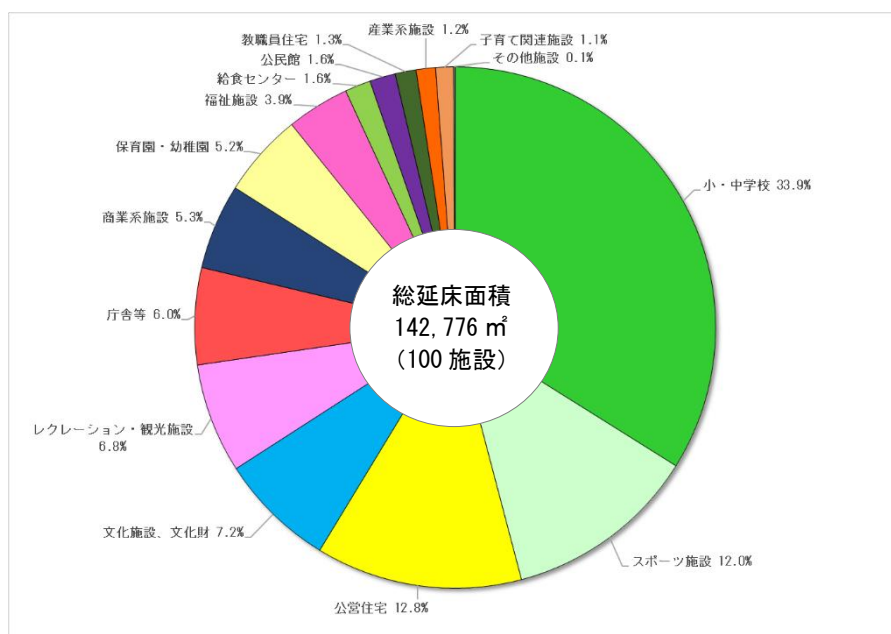
当市の公共施設は、昭和45年（1970年）から平成5年（1993年）にかけて建築されたものが多く、これらの施設は令和2年（2020年）から令和25年（2043年）の間に建築後50年経過となり、一斉に改修、更新の時期を迎えることとなります。また、全施設のうち建築後30年以上経過したものが、全体の61%を占める状況となっています。【図1】

類型別の床面積の状況では、学校施設が全体の1/3を占めており、次いでスポーツ施設、公営住宅の順に割合が大きい状況となっています。【図2】

【図1】 公共施設の建築年度別面積



【図2】 類型別の床面積の状況



2. インフラ施設

インフラ施設の多くが、平成4年（1992年）から平成20年（2008年）までの間に集中して整備されています。インフラ施設については、60年度程度で更新が必要になるといわれており、公共施設より遅い時期となる令和32年（2050）年頃から更新費用が多額となる見通しです。

なお、インフラ施設については、効率的かつ合理的に維持管理を実施していくため、施設類型ごとに「個別計画（長寿命化計画等）」等を策定し、適正な維持管理体制の実現を目指しています。

【策定済みの個別計画（長寿命化計画等）】

駒ヶ根市橋梁長寿命化修繕計画（第2期）	令和2年3月策定
駒ヶ根市大型カルバート個別施設計画	令和2年12月策定
駒ヶ根市公園施設長寿命化計画	平成26年3月策定

3. 過去の実績

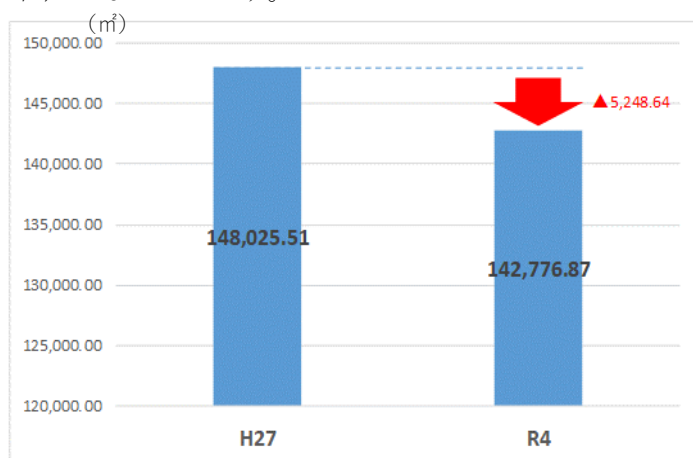
（1）過去に行った主な対策内容

総合管理計画の策定以降（平成27年度（2015年度）以降）、令和4年度（2022年度）までに行った主な対策内容は以下のとおり。

実施年度	施設名	対策内容
H26～H28	経塚保育園・子育て支援センター	保育園建替え 子育て支援センター（新設）との複合化
H27	市民体育館	耐震改修・長寿命化改修
H27～R3	教職員住宅の一部廃止	菅沼、飯坂、学校南、東伊那
H28	介護予防交流センター福寿荘	建替え
H28～R1	市営住宅	経塚団地 建設（建替え）
		白山団地 廃止・解体
		石川団地（改良住宅） 用途廃止
H29	市民プール	廃止（除却）
H29	総合文化センター（文化会館）	大ホール天井耐震補強
H29	東中学校	特別教室棟（南校舎）改築 （※未耐震の北校舎・南校舎を集約化）
H30	障がい者就労支援施設伊南桜木園	移転（借用施設）
H30～R2	地域交流センター（赤穂公民館） 児童発達支援施設つくし園	移転・複合化による建替え 文化センターへの合築
R1	国民宿舎すずらん荘	民間譲渡
R4	駒ヶ根高原庭球場	集約化による改修
R4	市営庭球場	廃止（除却） ※駒ヶ根高原庭球場へ集約

(2) 施設保有量の推移

平成 27 年度（2015 年度）に策定した総合管理計画における公共施設の総床面積は 148,025.51 m² で、過去に行った対策により、令和 4 年度（2022 年度）末では 142,776.87 m²、▲5,248.64 m²（▲3.5%）となっています。

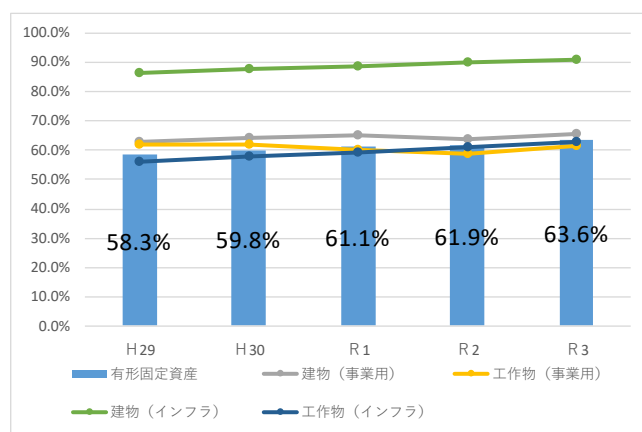


(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

ア. 普通会計

普通会計の有形固定資産減価償却率は、令和 3 年度（2021 年度）では 63.6% となり、平成 29 年度（2017 年度）と比較すると、5.3% 増加しています。このうち、事業用資産の建物が 65.7% となっており、毎年度増加傾向であり、老朽化が進んでいる状況です。



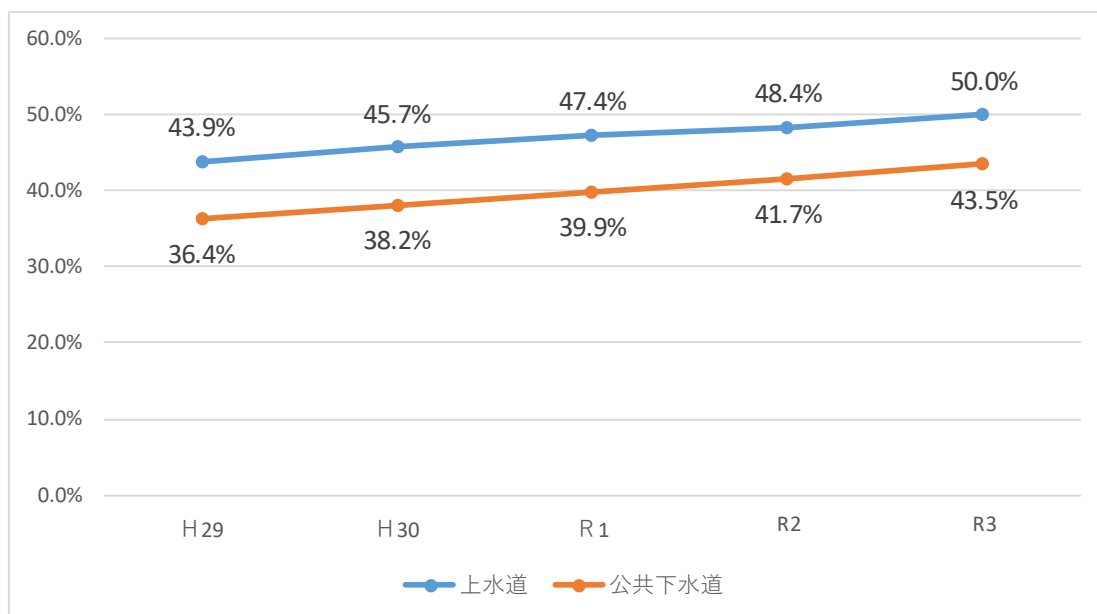
	H29	H30	R1	R2	R3
有形固定資産※1	58.3%	59.8%	61.1%	61.9%	63.6%
事業用資産	62.9%	64.0%	65.0%	63.7%	65.5%
建物	62.9%	64.1%	65.2%	64.0%	65.7%
工作物	61.8%	61.9%	59.9%	58.9%	61.7%
インフラ資産	56.4%	58.1%	59.4%	61.1%	62.8%
建物	86.4%	87.6%	88.8%	90.0%	90.9%
工作物	56.1%	57.8%	59.2%	60.9%	62.6%

出所：統一的な基準による地方公会計財務書類

※1 有形固定資産の減価償却率については土地、立木竹、物品、建設仮勘定資産を除いて算出

イ. 公営事業会計

公営事業会計の有形固定資産減価償却率のうち上水道では、令和3年度（2021年度）で50.0%、公共下水道では43.5%で毎年度増加傾向であり、老朽化が進んでいる状況です。



	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
上水道	43.9%	45.7%	47.4%	48.4%	50.0%
公共下水道	36.4%	38.2%	39.9%	41.7%	43.5%
農業集落排水※ 1	-	-	-	-	-

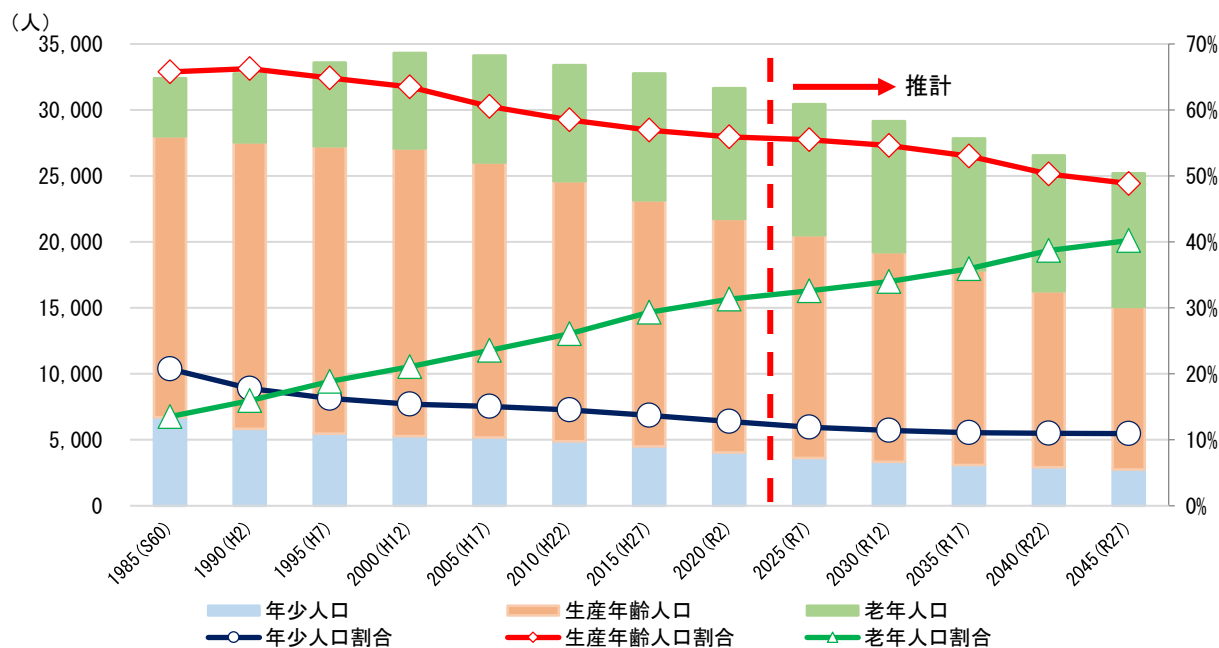
出所：企業会計決算書より

※ 1 農業集落排水事業会計は H30 に企業会計へ移行したが、上水道及び公共下水道事業会計との単純比較が困難なため、公表していない。

4. 人口動態

当市の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じており、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しています。老年人口 1 人を支える生産年齢人口の割合は、令和 2 年（2020 年）の 1.79 人に対して、令和 27 年（2045 年）には 1.22 人になる見込みであり、今後も少子高齢化の進展を背景にさらに人口減少が進んでいくものと見込まれています。

市の人口推計（年齢 3 区分別）



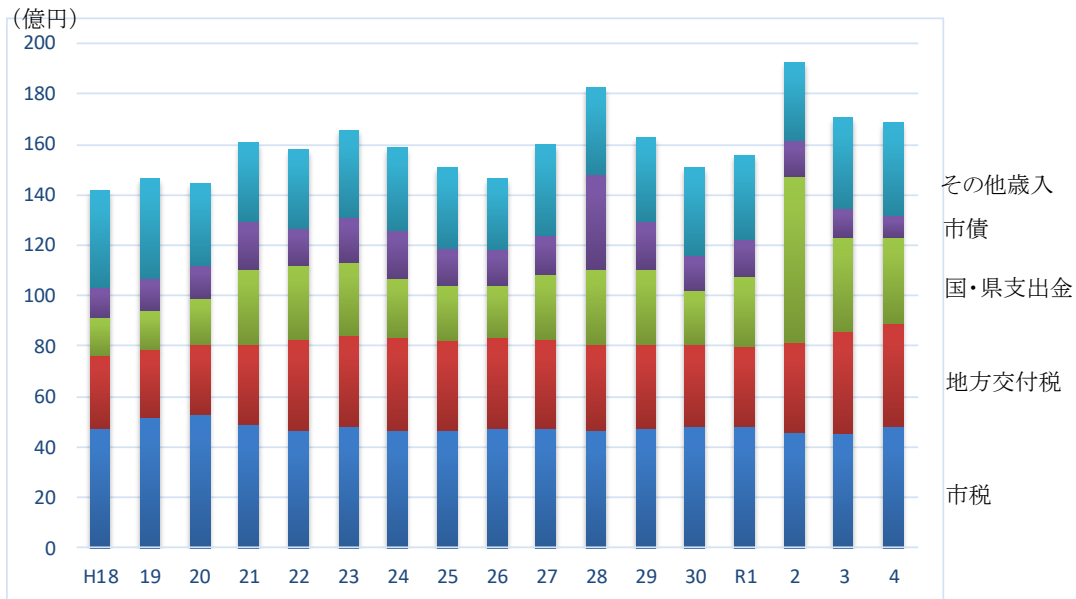
出典：駒ヶ根市第 5 次総合計画より

5. 財政状況

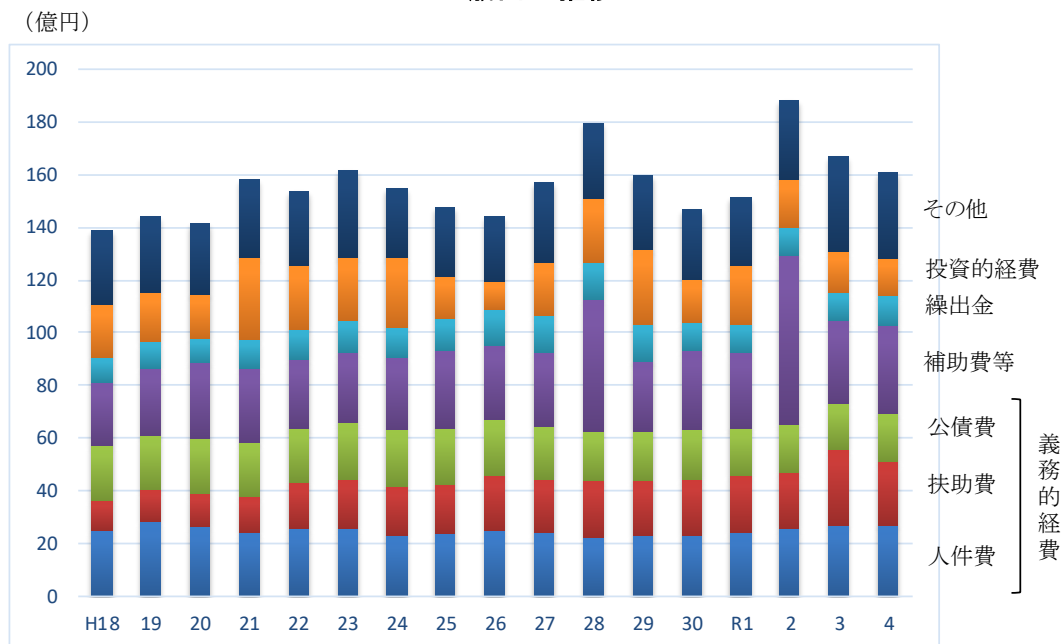
(1) 歳入および歳出の推移

歳入および歳出の推移について、令和4年度（2022年度）決算における収支バランスは、昨年度に引き続き改善した結果となりました。一方で原油高や物価高騰、人手不足などによる地域経済への影響が危惧されています。新型コロナウイルス感染症の影響による社会変化や課題に対応した第5次総合計画を推進しながら、「行財政改革プラン2022」に基づき財政健全化に取り組んでいくこととしています。

歳入の推移

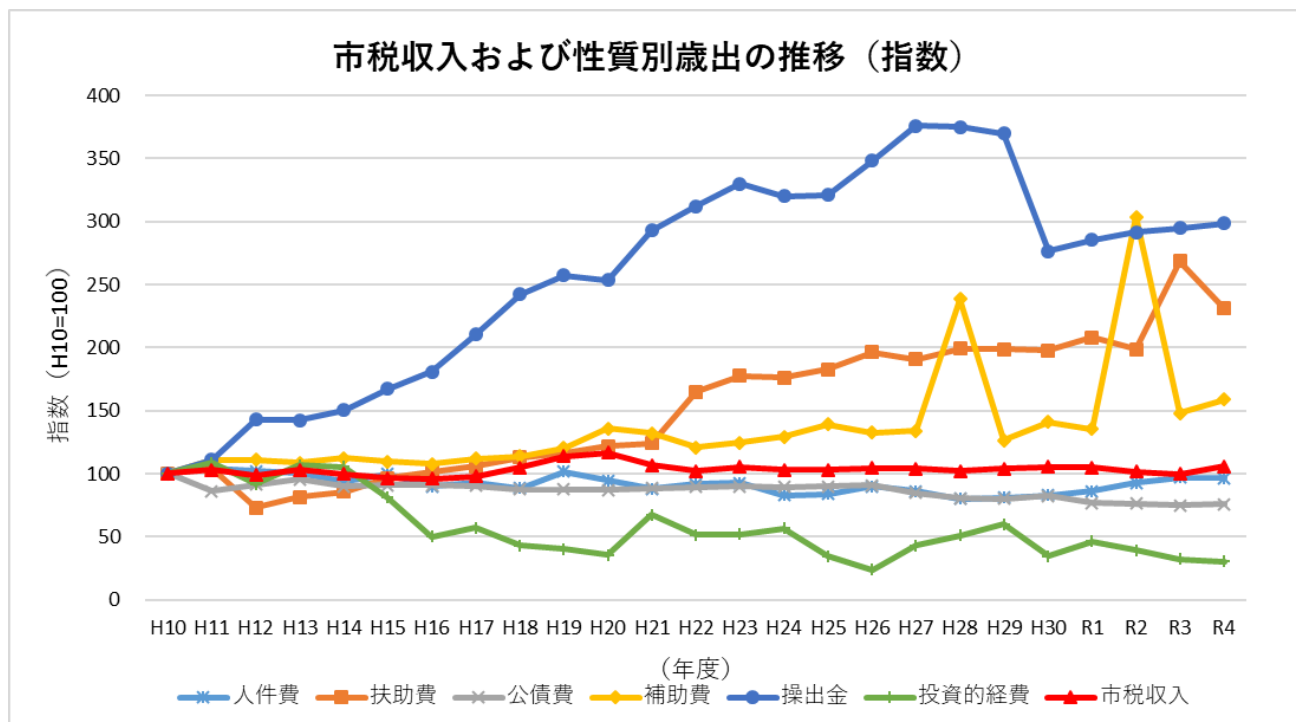


歳出の推移



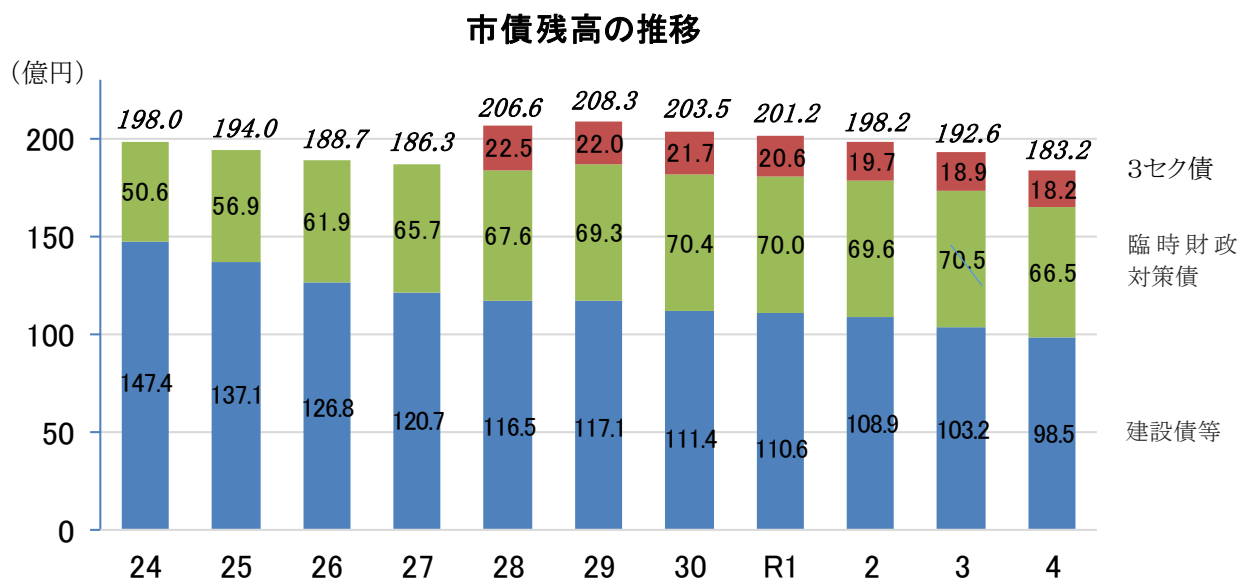
（２）市税収入および性質別歳出の推移（指数）

市税収入および性質別歳出の推移について平成 10 年（1998 年）と比較すると、歳入面では市税収入の伸びが見込めない反面、歳出面では扶助費や繰出金等の伸びが著しく、今後の公共施設の更新などの投資的経費や施設維持管理に必要な費用等の財源確保がさらに困難になるなど、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。



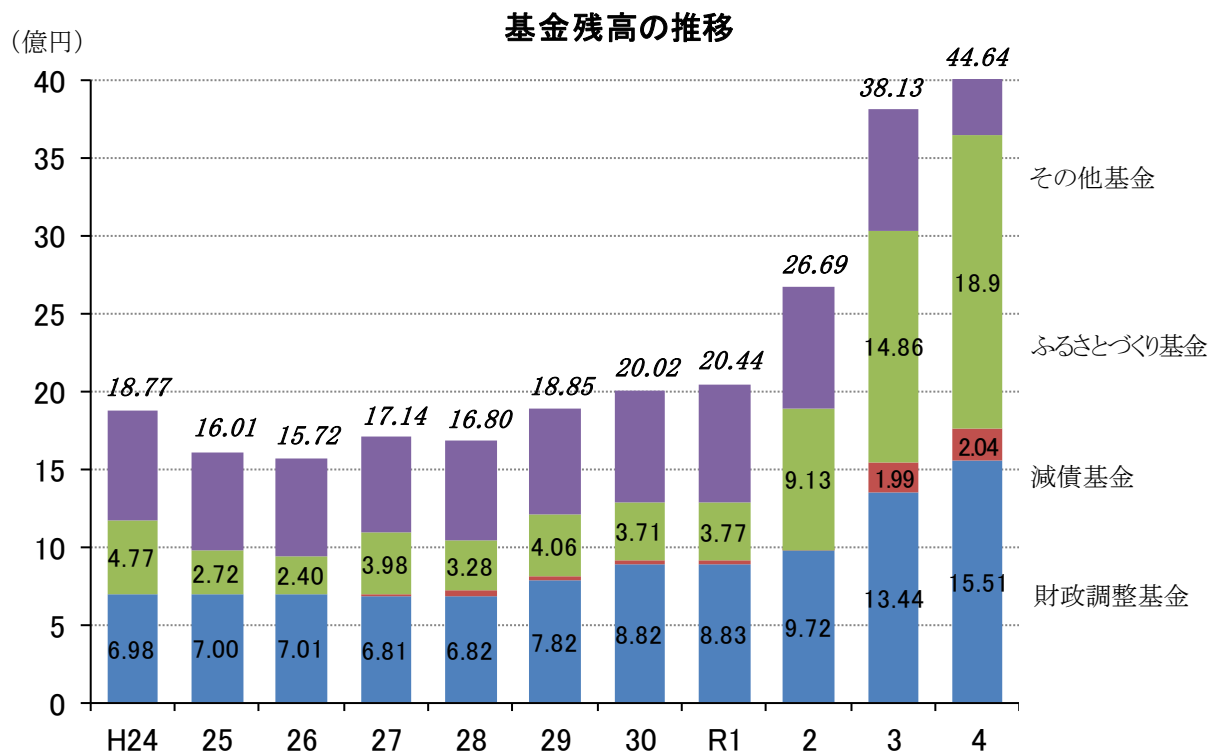
（３）市債残高の推移

市債残高の推移については、令和 4 年度（2022 年度）末残高は 183 億 2,000 万円となり、うち公共施設等の整備に係る建設債等については、98 億 5,000 万円で、平成 24 年度（2012 年度）と比較して ▲48 億 9,000 万円（▲33.2%）減少となっています。



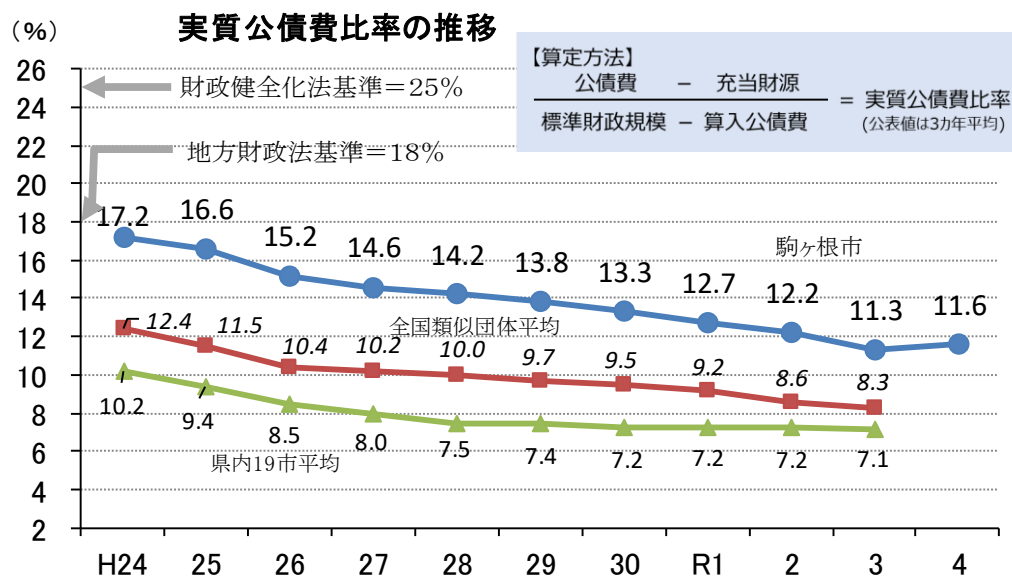
(4) 基金残高の推移

基金残高の推移については、普通会計に属する 18 基金の令和 4 年度（2022 年度）末残高合計は 44 億 6,400 万円となり、うち財政調整基金が 15 億 5,100 万円、減債基金が 2 億 400 万円、ふるさとづくり基金が 18 億 9,000 万円となっています。



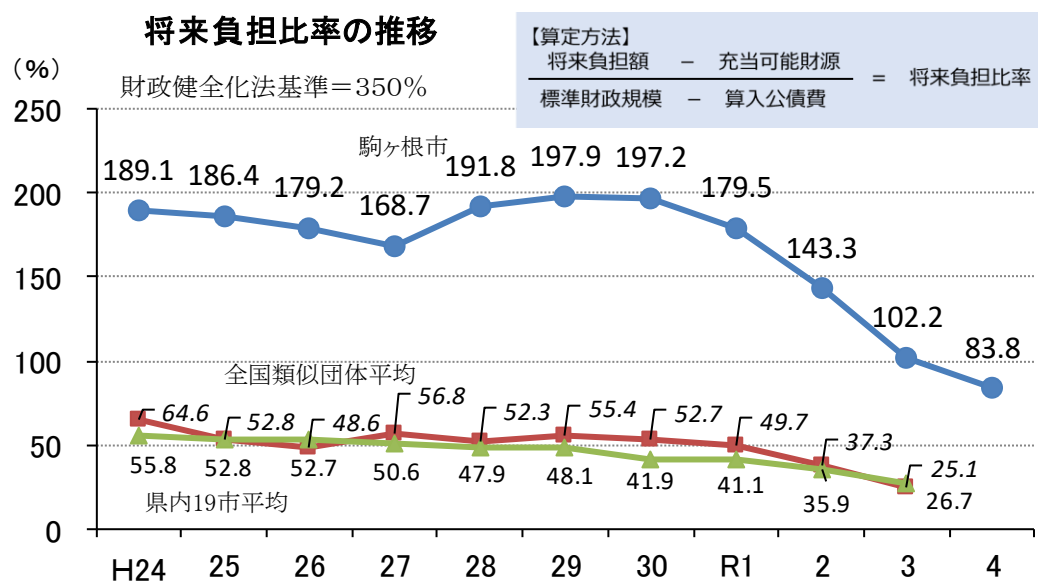
(5) 実質公債費比率の推移

実質公債費比率の推移については、公表値となる 3 か年の平均の比率が令和 4 年度（2022 年度）で 11.6% となり、基準値（25%）を下回ってはいるものの、県内 19 市の平均や全国類似団体の平均と比べ、高い水準が続いています。



（６）将来負担比率の推移

将来負担比率の推移については、令和４年度（2022年度）は83.8%となり、基準値（350%）を下回ってはいるものの、県内19市の平均や全国類似団体の平均と比べ、高い水準が続いています。



6. 現状や課題に対する基本認識

当市の現状や課題に対する基本認識は、充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、また、人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるか等は以下のとおりとします。

公共施設の老朽化	公共施設の多くは建築後 30 年を経過するなど老朽化が進んでおり、今後、建替え時期が集中することが予測されます。
限られた財源	施設の維持更新に使える費用が減少するなか、維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る必要があります。
人口の減少と年齢構成の変化、多様化する市民ニーズの変化	人口減少や年齢構成の変化、また、多様化する市民ニーズの変化に対応した公共施設の適正配置を進めていく必要があります。

第3章 公共施設等マネジメントの基本方針

1. 公共施設マネジメントの取組の必要性

第2章で述べた、公共施設等の老朽化の状況や、財政状況等を勘案すると、当市の公共施設等を取り巻く環境は厳しくなることが予測されます。これまで、学校施設の耐震化や公共施設等の長寿命化に積極的に取り組んできましたが、今後、人口減少や年齢構成の変化、多様化する市民ニーズの変化に対応した、公共施設マネジメントの取組が求められます。

駒ヶ根市が、公共施設を介した質の高い行政サービスの提供を持続的に行っていけるよう、公共施設をめぐる様々な課題の解決に向けて、新たな考え方による取組を行う必要があります。

2. 基本的な考え方

公共施設に係る財政負担を軽減しつつ、最適な配置による持続可能なまちづくりを実現するため、以下の基本的な考え方のもと取組を進めます。

① 施設の総量縮減	⑦ 脱炭素化の推進方針
② 施設の複合化や用途転用	⑧ 広域化・国県との連携
③ 施設の民営化、民間活力の活用	⑨ 市民参画による取組
④ 施設の長寿命化	⑩ DX・ICTへの対応
⑤ トータルコストの縮減・平準化	⑪ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築
⑥ 施設のユニバーサルデザイン化	

① 施設の総量縮減

人口の減少や財政負担を考慮し、施設全体として床面積を縮減することとします。

新たなサービスは既存の施設の活用により行うことを原則とし、既存の施設については利用度の低いものについて、老朽化による更新をせずに他の施設でのサービス提供をはかるなどの取組により、施設総量の縮減を図ります。

また、施設の劣化状況や利用状況等を総合的に評価し、大規模改修や改築が必要な場合には、単純な更新ではなく同種の機能の集約化を図ります。

施設を廃止する場合にあっては、施設の安全性・充足の状況・利用率・費用対効果等について客観的な視点から関係者との合意形成の上で検討を行い、また、財源については施設の除却に係る地方債（公共施設等適正管理推進事業債）の活用等を検討することとします。

② 施設の複合化や用途転用

建設後の市民ニーズの変化に適切に対応するため、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」や、内装のみを改修する「用途(機能)転用」を行うことにより、既存公共施設の有効活用を図ります。

③ 施設の民営化、民間活力の活用

地域で必要とされる公共サービスの担い手としての民間企業、社会福祉法人、NPO法人などの多様な主体による施設整備や運営管理を推進します。

施設の有効活用に向け、サウンディング型市場調査の実施等により、民間の優れたアイデアを積極的に取り入れます。

施設整備にあたっては建設だけでなく、用途変更についてもPFI等の活用について検討します。また、維持管理についても指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式などのPPPの活用を推し進めるなどの取組により、コスト削減やサービス向上を図ります。

④ 施設の長寿命化

耐震化を進めるとともに、不具合発生の都度修繕を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を行うことで、既存公共施設の長寿命化を図ります。

○施設の適切な保全と安全確保

公共施設等の長期使用を図るため、点検・保守・修繕等の管理を計画的にきめ細かく行い、不具合箇所の是正を行います。また、万一の事故・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめる体制を平時から整えるための方策について検討を行います。

○耐震化の推進

これまで耐震改修を推進してきた結果、耐震性を持つ施設が床面積割合で94.6%となっています。今後も診断、耐震化を進め、計画期間中の早期での公共建築物の耐震改修率100%を目指します。

⑤ トータルコストの縮減・平準化

○点検・診断等の実施方針

特定建築物やインフラについては、必要な定期点検を確実に実施します。また、日常的な点検をきめ細かく行くとともに、老朽化が進んだ施設については詳細な調査を行い、点検・診断等の履歴を集積し、維持管理・更新等を含む老朽化対策に活用します。

○維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積することにより、事後保全から予防保全への転換を図り、トータルコストの縮減・平準化を図ります。

⑥ 施設のユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設の整備・改修等の実施に当たりバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑦ 脱炭素化の推進方針

「駒ヶ根市第 3 次環境基本計画（平成 30 年 4 月策定）」、「駒ヶ根市地球温暖化防止実行計画（令和 5 年 4 月策定）」における取組内容に基づき、公共施設における省エネ設備の導入の検討、省エネにつながる遮熱製品・断熱材の利用検討、太陽光等の再生可能エネルギー設備の導入等を検討します。

⑧ 広域化・国県との連携

施設の更新に当たっては、周辺市町村との共同設置とすることや、既存の施設についても周辺市町村の住民が共同で利用できるような仕組みづくりのほか、国や県などの機関とも情報共有を行い、施設の有効利用を進める取組を行います。

⑨ 市民参画による取組

本計画の様々な取組については、市民の皆さんとの十分な話し合いを行い、合意形成のうえで進めていきます。

○市民のみなさんとの情報の共有のため、施設のあり方を検討するにあたり、十分な情報を整え、議会をはじめとしてホームページ、市報などあらゆる手段により積極的な情報の提供を行っていきます。

○市民のみなさんから意見をいただくため、市民の代表者の方や有識者による外部委員会により慎重な検討を行います。

○利用者や利用団体、地域の住民のみなさん方との十分な意見交換を行い、段階を踏んで合意形成を図ることにより、施設の最適配置を進めます。

○市民のみなさんから様々な意見を収集する窓口の開設のほか、ワークショップ開催などのご意見をいただくための仕組みづくりや、いただいた意見を整理して計画の推進につなげていく仕組みづくりに取り組みます。

⑩ DX・ICTへの対応

「こまがねDX戦略（令和4年（2022年）6月に策定）」に基づき、行政運営の効率化と時代変化に対応した行政サービスを提供するため、公共施設のデジタル化・オンライン化の取組を行います。

⑪ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を全庁的に推進していくため公共施設マネジメント専門部署※を設置し、施設情報を集約・管理するとともに計画の進捗状況を管理します。

また、財政課や施設所管課との連携を図り、第5次総合計画実施計画（3カ年ローリング）や予算編成を通じて財源確保を図り、検証や見直しを行いながら計画の着実な実行を図ります。

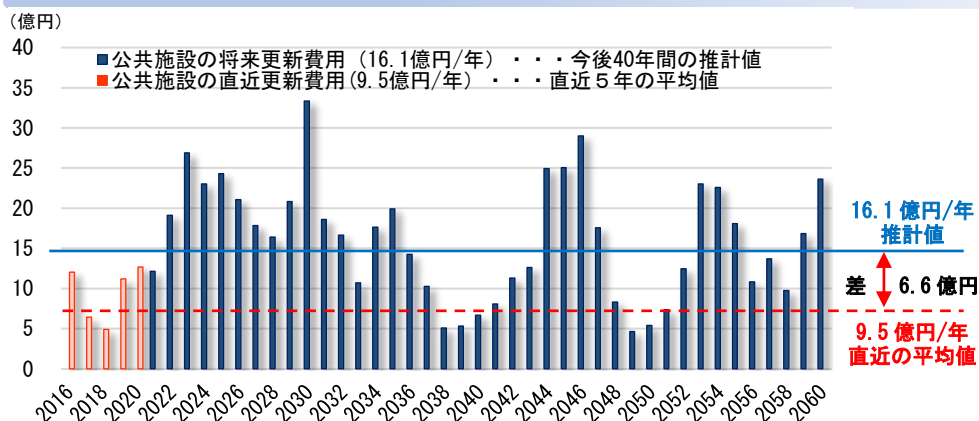
施設所管課においては、必要に応じて施設改修計画や再配置計画などを策定し、所管する施設の適正な維持管理を行います。

※令和2年度、企画振興課に公共施設マネジメント推進室を設置

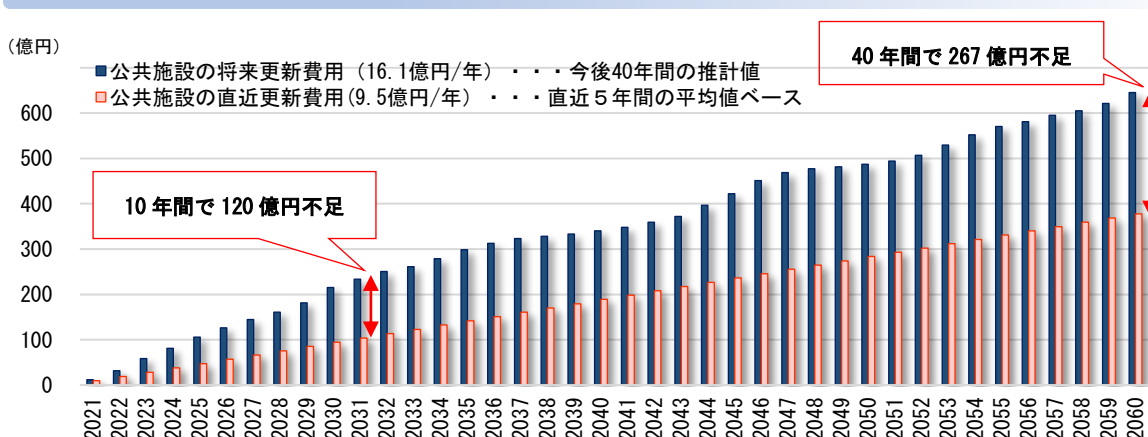
3. 数値目標の設定

個別施設計画策定時点（令和3年（2021年）4月）では、直近5年間（2016年～2020年度）における公共施設の改修や更新といった投資的経費の1年あたりの平均額は9.5億円です。一方、令和3年度（2021年度）から、40年間の大規模改修、更新費用合計額の1年あたりの平均額は、16.1億円（総額645億円）と推計され、比較すると、1年あたり6.6億円、40年間の累計では267億円の財源が不足する計算となります。【図1】【図2】

【図1】今後40年間の更新費用（年度別）

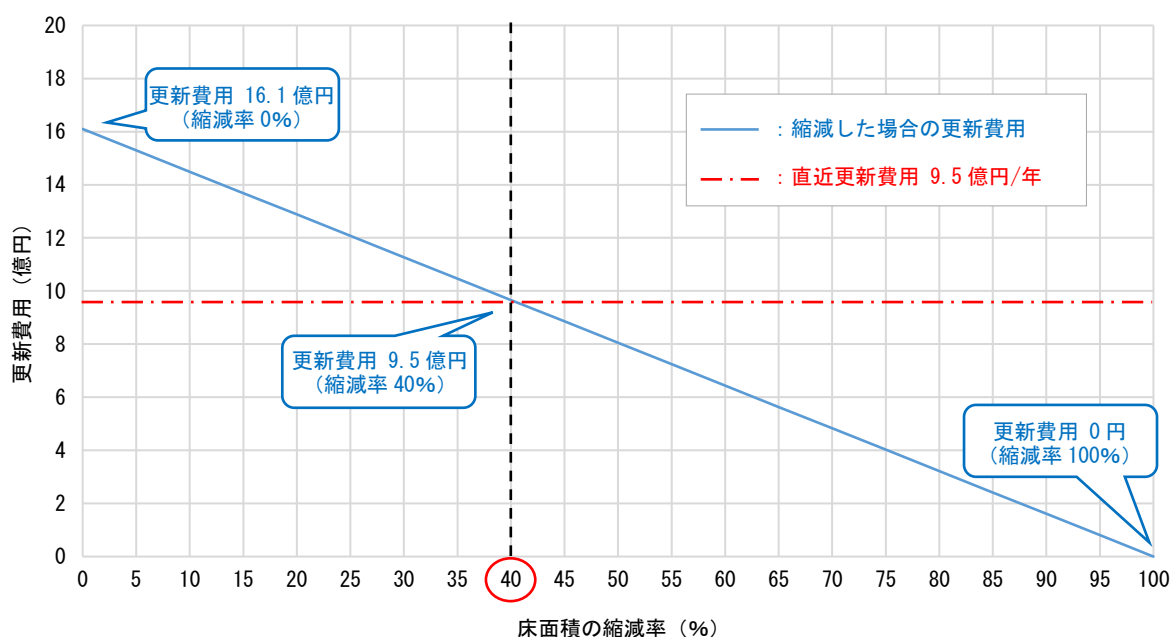


【図2】今後40年間の更新費用（累積）

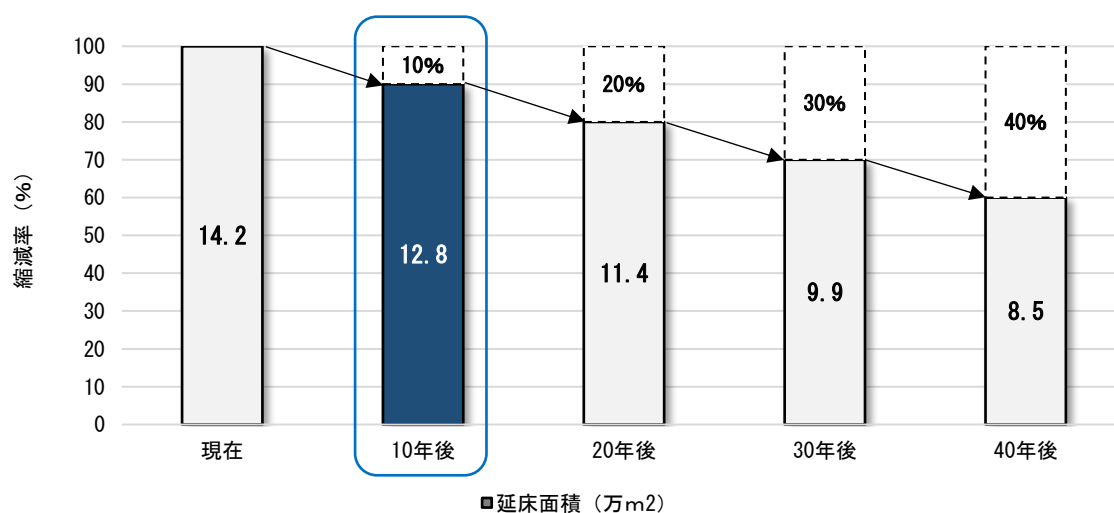


このようなことから更新費用と総延床面積に基づく施設総量の均衡を図るためには、総延床面積は現在の14.2万㎡から40%縮減する必要があることから、40年間で段階的な縮減を図るものとし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間の数値目標は、総延床面積を10%縮減することとしています。【図3】 【図4】

【図3】 更新費用と縮減率の関係



【図4】 段階的な延床面積の縮減

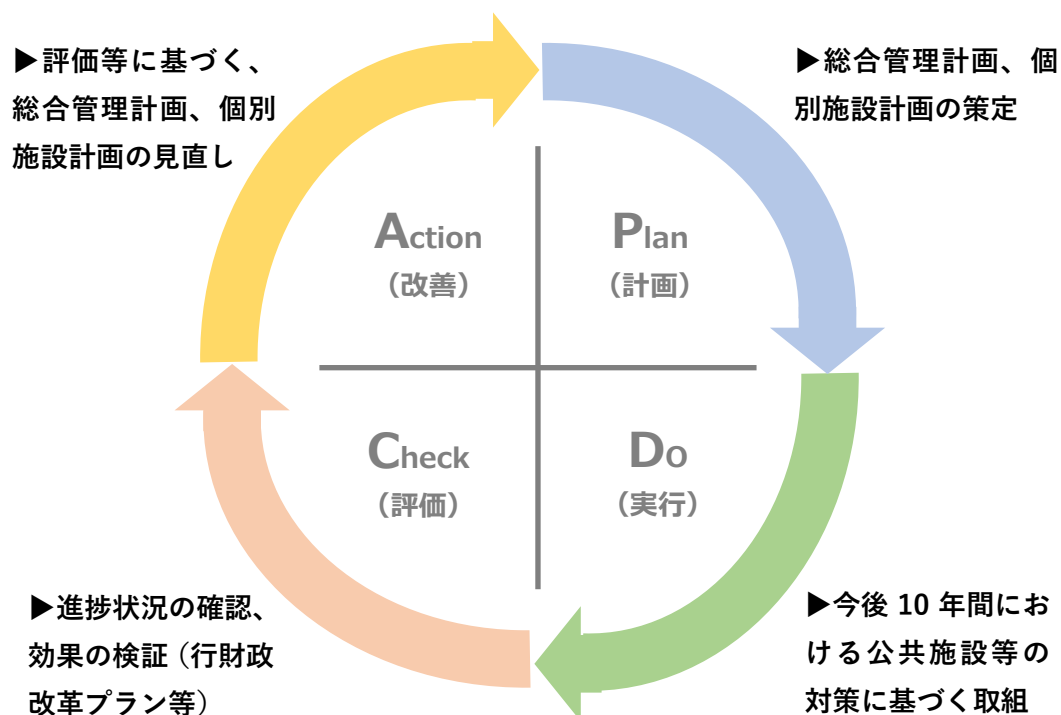


10 年間（令和3年度～令和12年度）で総延床面積 10%縮減

4. PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画及び施設類型ごとの個別施設計画の進捗状況等については、概ね5年ごとに評価を実施し、その結果に基づき計画の改訂を行います。

特に対策が急がれる施設等については、行財政改革プランに位置づけるなど、毎年度の進捗管理・評価を実施することにより、計画の着実な実行を図ります。



5. 対策内容

(1) 個別施設計画の評価結果に基づく公共施設等の対策内容

公共施設およびインフラ施設における施設類型ごとの対策内容は以下のとおりです。

①公共施設

No.	施設類型		対象施設	施設数	今後10年間の対策内容
1	小・中学校	小学校	① 赤穂小学校 ② 赤穂東小学校 ③ 赤穂南小学校 ④ 中沢小学校 ⑤ 東伊那小学校	5	・建物 は 計画的な保全により維持していきます。 (屋根・屋上改修、トイレ改修、エレベーター設置等) ・築50年を超える校舎については、順次耐力度調査を実施し、将来的な改築または長寿命化について検討を進めます。 ・児童生徒数の減少により増加する余裕教室を他用途に転用すること等により施設総量の適正化及びコスト改善を図ります。 ・少子化における学校のあり方の議論を進めます。
		中学校	⑥ 赤穂中学校 ⑦ 東中学校	2	
2	学校給食センター		① 赤穂学校給食センター ② 赤穂南学校給食センター ③ 竜東学校給食センター	3	・老朽化が著しい施設については今後の児童生徒数の減少を考慮して、早急に施設の集約化等により施設総量の適正化及び効率化を図ります。
3	公民館		① 赤穂公民館 ② 中沢公民館 ③ 東伊那公民館	3	・赤穂公民館は総合文化センターとの連携により効率化を図ります。 ・竜東地区は、支所との複合施設であることから、施設の維持管理や有効活用については一体的に検討を進めます。
4	文化施設・文化財	文化施設	① 総合文化センター ② 天竜かっぱ広場 ③ ふるさとの丘あゆみ館	3	・天竜かっぱ広場及びあゆみ館は、展示品の集約や多目的施設への転用等により、利用促進及びコスト改善を図ります。 ・あわせて優先順位を判断して廃止・譲渡・売却等の検討を進めます。 ・文化会館大ホールは、日常の維持管理や機器更新等に多額の費用を要するため、地域交流センターの利用状況や他施設の方向性を踏まえた整備計画を早急に策定し、長寿命化に向けた改修を実施します。
		文化財	① 旧竹村家住宅 ② 郷土館 ③ 民俗資料館 ④ 旧木下家住宅	4	
5	スポーツ施設	屋内スポーツ施設	① 泰成スポーツフロアー（駒ヶ根市民体育館） ② 社会体育館 ③ 武道館 ④ 第2社会体育館 ⑤ 飯坂体育館 ⑥ 農業者トレーニングセンター ⑦ 下平体育館 ⑧ 農村交流広場体育館	8	【体育館①～⑧】 ・優先順位を判断して廃止・譲渡・売却等を検討し、施設総量の適正化及び効率化を図ります。 ・社会体育館は、学校施設への所管替えの検討を進めます。 ・第2社会体育館は、学校施設への所管替え及び子ども交流センター機能の拡大等の検討を進めます。
			⑨ 共楽園弓道場 ⑩ アルプスドーム ⑪ 北の原公園多目的交流施設 ⑫ アルプス球場	4	
		屋外スポーツ施設	① 市営運動場 ② 馬住ヶ原運動場 ③ 丸塚運動場 ④ 中山運動場 ⑤ 農村交流広場運動場 ⑥ 市営庭球場 ⑦ 駒ヶ根高原庭球場 ⑧ 駒ヶ根高原マレットゴルフ場 ※令和4年度廃止 ⑨ 東伊那マレットゴルフ場 ⑩ 農村交流広場マレットゴルフ場 ⑪ 南割公園マレットゴルフ場	10 11	・屋外運動場、庭球場、マレットゴルフ場ごとに優先順位を判断して、廃止・譲渡・売却等により施設総量の適正化及び効率化を図ります。 ・維持・継続する施設は、適切な改修・修繕を実施しながら、利用促進・運用見直しによってコスト改善を図ります。
6	レクリエーション・観光施設		① 駒ヶ根ふるさとの家 ② 駒ヶ根キャンプセンター ③ 戸倉山キャンプ場 ④ こまくさの湯 ⑤ 駒ヶ根ファームス ⑥ 森と水のアウトドア体験広場 ⑦ シルクミュージアム ⑧ ユースホステル	8	・宿泊を伴う施設は、譲渡・売却等を含め民間活力を活かすこと等により、有効活用及び施設総量の適正化を図ります。 ・駒ヶ根高原の施設は、高原再整備計画の動向を踏まえて検討を進めます。 ・維持・継続する施設は、活用促進・運用見直しによりコスト改善を図ります。 ・「新しい生活様式」を踏まえた活用のあり方の検討を進めます。 ・利用状況が著しく低い施設や、老朽化が著しい施設は、廃止に向けた検討を進めます。
7	産業系施設		① 公設地方卸売市場 ② 北部転作促進研修センター ③ 農産物加工センター ④ 農村環境改善センター（下平一心館）	4	・公設地方卸売市場と北部転作促進研修センターは健全度が低いため、早急に廃止に向けた検討を進めます。 ・維持・継続する施設は、活用促進・運用見直しによりコスト改善を図ります。
8	保育園・幼稚園		① 北割保育園 ② 美須津保育園 ③ 赤穂保育園 ④ 飯坂保育園 ⑤ 経塚保育園 ⑥ すずらん保育園 ⑦ 中沢保育園 ⑧ 東伊那保育園 ⑨ 赤穂南幼稚園 ⑩ 下平幼稚園	10	・施設の集約化・複合化・転用等により、適正配置を図ります。 ・少子化による入所者の減少を見据えつつも、子どもたちが集団行動を身につけられるよう、一定規模以上の園を配置できるよう検討を進めます。 ・小学校区など一定のエリアを単位に、必要な施設数の検討を進めます。 ・以上を踏まえて、時代に即した保育・幼児教育のあり方の検討を含め、具体的な再編整備計画を早急に策定し、老朽化が進んだ施設から順次実行します。 ・民間事業者の事業拡大や新規参入について検討を進めます。

9	子育て関連施設	子育て支援施設	① 児童発達支援施設つくし園 ② 子育て支援センター	2	・子育て支援の観点から機能は維持・継続とし、計画的な保全により長寿命化を図ります。
		子ども交流センター	① すずらん子ども交流センター ② 三和森子ども交流センター ③ 赤穂東子ども交流センター ④ みなみ子ども交流センター	4	・今後の児童数及び利用者数の動向を踏まえて、施設の集約化により施設総量の適正化及び効率化を図ります。
10	福祉施設	高齢福祉施設	① 高齢者保健福祉施設ふれあいセンター ② 老人福祉センター長寿荘 ③ 老人福祉センターやまびこ荘 ④ 介護予防交流センター福寿荘 ⑤ 福祉センター	5	・主に特定の地域の集会施設として利用されている施設は、指定管理を廃止し地元管理へ移行する等、施設のあり方の検討を進めます。 ・福祉センターは、利用状況、健全度とも著しく低いため、早急に廃止に向けた検討を進めます。
		障がい福祉施設	① 障がい者福祉センター高砂園 ② 福祉企業センター ③ 障がい者就労支援センター伊南桜木園	3	・健全度が著しく低い福祉企業センターについては、建物は継続的な使用が困難であると判断するため廃止とし、機能は必要であると判断するため生涯活躍のまちづくりとの関連も踏まえて設置運営体制等のあり方について早急に検討を進めます。 ・維持・継続する施設は、利用促進・運用見直しによりコスト改善を図ります。
11	庁舎等		① 駒ヶ根市役所（南庁舎含む） ② 中沢支所 ③ 東伊那支所 ④ 駒ヶ根市保健センター	4	・当面は維持・継続とし、市役所及び保健センターは計画的な保全を行います。 ・竜東地区は、支所を含む学校・保育園・公民館等の機能を集約した拠点施設としてのあり方について検討を進めます。
12	教職員住宅		① 下林教職員住宅 ② 東伊那小北教職員住宅 ③ 東伊那小南教職員住宅 ④ 東中学校長住宅 ⑤ 学校南教職員住宅 ⑥ 向ヶ丘1号教職員住宅 ⑦ 菅沼教職員住宅 ⑧ 福岡教職員住宅	8	・民間賃貸住宅が充実している現状を踏まえ優先順位を判断して、早急に廃止等により施設総量の適正化を図ります。 ・ハード面が健全な施設についても、今後の利用状況を踏まえながら、廃止・譲渡・売却や有効活用の検討を進めます。
13	商業系施設		① 駅前ビル ② 市営駅前駐車場	2	・駅前ビルは老朽化が進んでおり、大規模な施設であることから維持管理に多額の費用を要するため、早急に今後のあり方の検討を進めます。 ・駅前駐車場は、必要な修繕を行いながら、当面維持します。
14	その他施設		① 結婚相談所	1	・当面は維持・継続とし、利用状況を見ながら活用促進・運用見直しによりコスト改善を図ります。

20 ※公共施設は個別施設計画策定（令和3年4月）時点での今後10年間の対策内容である。

※公営住宅は「駒ヶ根市公営住宅等長寿命化計画（第2期）」を策定しているため、対策内容について記載を省略している。

②インフラ施設

道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、公共施設とは性質が異なるため、次に定める対策内容に基づき、更新費用や維持管理費等の抑制に努めます。

施設類型	No	対象施設	対策内容
普通会計 インフラ施設	16	道路	①「施設ごとの長寿命化計画等」に基づき「事後保全型」から「予防保全型」への転換によるライフサイクルコストの縮減」 ・定期的な点検・診断結果を踏まえ、不具合の都度修繕を行う「事後保全型」から、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する「予防保全型」の管理に転換し、ライフサイクルコストを縮減します。 ②「計画的な改修や更新を通じた経費の平準化」 ・施設ごとの長寿命化計画等に基づき施設全体の経費の平準化を図ります。
	17	橋りょう	
	18	公園・緑地	
	19	河川（準用河川）	
公営事業会計 インフラ施設	20	上水道	駒ヶ根市水道事業経営戦略（経営計画）に基づき計画的な改修や更新を通じて、経費の平準化を図ります。
	21	公共下水道	駒ヶ根市公共下水道事業経営戦略（経営計画）に基づき計画的な改修や更新を通じて、経費の平準化を図ります。
	22	農業集落排水	駒ヶ根市農業集落排水事業経営戦略（経営計画）に基づき計画的な改修や更新を通じて、経費の平準化を図ります。

第4章 総合管理計画および個別施設計画に基づく対策効果

1. 効果額の算定

個別施設計画の評価結果に基づく今後10年間における公共施設等の対策内容に基づいて更新等の取組を行う場合の効果額を算定します。

効果額は、個別施設計画の計画期間の令和6年度から令和15年度の10年間について、公共施設とインフラ施設に区分して算定します。

(1) 効果額の算定方法

①公共施設・インフラ施設共通

- ・令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの、更新・改修・維持費を計上する。
 - ・各施設・インフラの個別施設計画・長寿命化計画が策定済みの際はその数値を引用する。
- ※策定の場合は、別途下記の方法に則り各経費を試算する。

②公共施設

- ・適正化(長寿命化・再編等)した場合(適正化型)と、基準年度の施設総量で適正化しない場合(従来型)の経費を試算し、比較する。

ア. 共通

- ・施設更新時は、既存施設と同規模・構造・機能・取得価格の施設を整備するものとする。
- ・維持費は、令和3年度(2021年度)決算の維持補修費のうち、インフラ(道路、橋梁、河川、砂防、港湾、都市計画)を除く費用を各施設の面積に応じて按分し、存続する間は費用計上する。
- ・更新・改修等の各経費は【表1】を参照。

イ. 適正化型

- ・個別施設計画等の関連計画や更新政策に応じ、今後の施設方針(長寿命化・現建築を更新・現建築を長寿命化せず維持・現建築を解体・機能の廃止および除却)を決定した。
- ・構造別に使用目標耐用年数を設定。【表2】

なお、法定耐用年数のほうが長期間の場合は、法定耐用年数を引用する。

※ただし、小規模な建築(100㎡未満程度)、設備が不要な建築、法定耐用年数が20年未満の建築物は長寿命化等による効果が小さいため、長寿命化しない。

- ・目標耐用年数が60年以上の場合は、目標耐用年数が1/4及び3/4を迎えた年度に予防保全型大規模改修を実施、また1/2を迎えた年度に長寿命化改修を実施(※2)。60年未満の場合は、目標耐用年数の1/2を迎えた年度に、事後保全型大規模改修を実施する。
- ・目標耐用年数を迎えた翌年度に、施設を更新(建替)する。
- ・施設を廃止する場合は、目標耐用年数を迎えた翌年度に解体を実施する。

ウ. 従来型

- ・各施設の法定耐用年数を使用目標耐用年数とする。
- ・目標耐用年数の1/2を迎えた年度に、事後保全型大規模改修を実施する。
- ・目標耐用年数を迎えた翌年度に、施設を更新(建替)する。

③インフラ施設

- ・以下の種別計画に則り、その計画の数値を引用する。なお、引用元の計画にて、令和15年度（2033年度）まで費用が計上されていない場合は、直近3か年の計画値の平均を引用し、令和15年度（2033年度）まで計上する。

ア. 舗装（道路）

- ・道路現況台帳（R2）より、概要を整理し、1・2級、その他路線、及び独立自歩道の道路面積ごとに単価（表3）と更新回数（周期・図1）を設定し、計画期間内で総合費用を均等配分する。
- ・維持費は令和3年度決算（2021年度）の道路分維持補修費を計上する。

イ. 橋梁

- ・駒ヶ根市橋梁長寿命化修繕計画（R2.3）に則り、更新・改修・修繕・維持費等を計上する。
- ・併せて令和3年度決算（2021年度）の橋梁分維持補修費も参考とし、場合によっては上記維持費に加算する。

ウ. 大型カルバート

- ・駒ヶ根市大型カルバート個別施設計画（R2.12）に則り、更新・改修・修繕・維持費等を計上する。
- ・併せて、令和3年度決算（2021年度）の維持補修費も参考とし、場合によっては上記維持費に加算する。

※上記計画に費用が計上されていない場合は、過去の関連経費の実績値または他自治体の試算事例に基づき試算

エ. 公園

- ・駒ヶ根市公園施設長寿命化計画（H26.3）より、更新・改修費を計上する。
- ・維持費は令和3年度決算（2021年度）の公園分維持補修費を計上する。

オ. 緑地、河川（準用河川）、上水道、公共下水道、農業集落排水は対象としない。

表1 機能別更新・改修単価（単位：千円/㎡）

類型	更新※1	長寿命化※2・ 事後保全型 大規模改修	予防保全型 大規模改修※2	解体※3
町民文化系施設	482	更新費の60%	更新費の25%	31.4
社会教育系施設	482			2.76
スポーツ・レクリエーション系施設	433			2.76
産業振興系施設	482			31.4
学校教育系施設	397			27.6
子育て支援施設	433			35.2
保健・福祉施設	482			35.2
行政系施設	482			33.5
公営住宅	337			28.6
供給処理施設	433			111.6
公園附属施設	397			31.4
その他	433			31.4

※1：財団法人自治総合センター『地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書』（平成23年）より、建設工事費デフレータ(2021年、建築総合)を勘案し設定。

※2：文部科学省『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』（平成29年）より。

※3：総務省自治財政局地方債課「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年）より、建設工事費デフレータ(2021年、建築総合)を勘案し設定。

表2 構造別使用目標耐用年数

構造	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）、鉄骨造（S）、鉄筋コンクリートと鉄骨の混構造（RS）	80年
木造（W）、軽量鉄骨造（LGS）、その他	30年

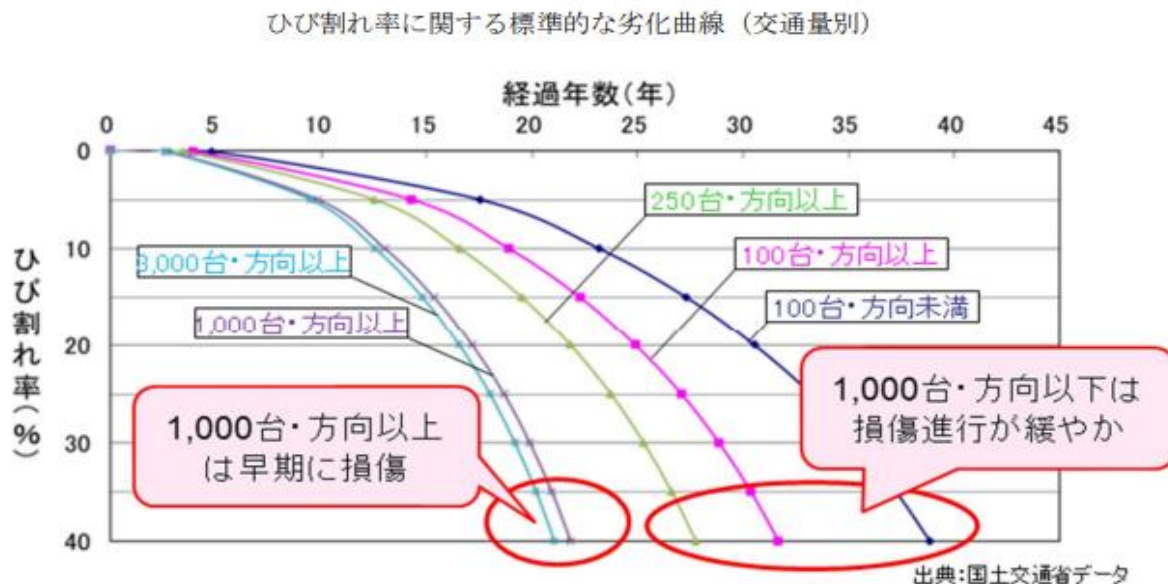
日本建築学会『建築物の耐久計画に関する考え方』（昭和63年）より。

表3 道路種別 改修単価（単位：円/m²）

道路種	単価
1級路線、2級路線、その他路線	5,400
自転車歩行者道路	3,100

※自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（H23）の算出方法に則る。

図1 舗装の更新周期



国交省による道路の分類上、B～Dに該当と想定。（A:高規格幹線道路等の高速道路）

ひび割れ率20%未満は診断区分Ⅰに該当することを踏まえ、↑図より道路の目標耐用年数を一律に設定。

※舗装点検要領 国土交通省道路局（H28,10月）

※交通量は交通センサス（H27）を参照

（２）１０年間（令和６年度～から令和１５年度）の効果額

① 公共施設

公共施設における計画当初１０年間（令和６年度（２０２４年度）～令和１５年度（２０３３年度）まで）の個別施設計画に基づく効果額は、１２２億３，０００千円となります。

単位：千円

維持 修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+ ③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対策 等の効果額⑥ (⑤-④)	現在要してい る経費 (過去３年間 平均)
200,000	31,250,000	6,602,000	38,052,000	50,282,000	12,230,000	1,345,057

② インフラ施設

インフラ施設における計画当初１０年間（令和６年度（２０２４年度）～令和１５年度（２０３３年度）まで）の個別施設計画に基づく効果額は、全体で１１億４，９２９万円となります。

単位：千円

	維持 修繕 ①	改修・ 更新 ②	合計③ (①+②)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合④	長寿命化対策 等の効果額⑤ (④-③)	現在要している経費 (過去３年間平均)
合算	580,570	10,238,063	10,818,633	11,967,924	1,149,291	541,487
道路	572,920	7,440,000	8,012,920	9,502,920	1,490,000	398,351
橋梁	0	2,666,674	2,666,674	2,317,595	▲ 349,079	87,194
公園	7,650	131,389	139,039	147,409	8,370	55,943

※公営企業会計（上水道・公共下水道・農業集落排水事業）は対象外としています。

２．財政負担の見通し

（１）中長期的な動向と課題

今後の財政運営に及ぼす影響として、歳出面では、超高齢社会の進展による社会保障関係費の増加と公共施設の老朽化に伴う施設の維持更新費の増大が見込まれる一方、歳入面では、人口（特に生産年齢人口）の減少に伴う税収の減少や地価の下落による固定資産税の減少、さらには国の財政健全化に向けた歳出改革の取組に伴い地方交付税が抑制されるなど、自由に使える一般財源の減少が懸念されます。

中長期的に厳しい財政状況が見込まれる中で、公共施設マネジメントにおいては、公共施設等の維持管理のスリム化・効率化によるコスト削減に努めるとともに、公共施設の良好な状態を確保するために必要な維持、改修・更新等の内容や優先順位、実施時期を定め、予防的な保全を実施することにより財政負担の平準化・軽減を図り、必要な財源確保に努めます。

(2) 財源の検討

更新が必要な施設や設備について、将来の負担を軽減するため、財源確保対策として基金の積み立てや有利な起債の活用、国県の補助の獲得を目指していきます。

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

○ 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある

○ そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】

- ① 集約化・複合化事業
 - ・ 延床面積や維持管理経費等の減少を伴う集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - ・ 公共用の建築物
施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業
 - ・ 社会基盤施設
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業）
（道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ① : 50%
- ②～⑤: 財政力に応じて30～50%
- ⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

【令和5年度事業費】 4,800億円

(例) 複合化事業

(例) 長寿命化事業

【図書館の長寿命化】

公共施設等適正管理推進事業について		
【事業期間】 令和4年度～令和8年度		【事業費】 4,800億円（令和5年度）
【地方財政措置】 公共施設等適正管理推進事業債		
対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業	90%	50%
【建築物（公民館等）】 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・ 維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。		
② 長寿命化事業		財政力に応じて30～50% (注)
【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		
③ 転用事業		
・ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業		-
・ コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業		
・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 除却事業		
・ 公共施設等の除却を行う事業		

(注) 義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

出典：総務省ホームページより

また、公共施設の機能を再編することは、市民生活に直結するため、将来のまちづくりにも大きな影響を与えることから、住民と行政が連携して取り組んでいきます。

公共施設マネジメント 推進体制



2. 計画の実現に向けて

少子高齢化と人口減少の進展に伴い、本市の財政を取り巻く状況は今後ますます厳しさを増していくものと見込まれます。

将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するためには、個別施設計画を着実に実行していくことが重要であるとともに、維持・継続とされた施設であっても、社会経済情勢や利用状況、市民ニーズの変化等により柔軟に見直しを行っていく必要があります。

(1) 関係者との合意形成

施設の統廃合等については、地域住民や利用者等の関係者との協議により、合意形成を図りながら進めます。

(2) 適切な財政運営

事業化に当たっては、3ヵ年実施計画や予算への反映を通じ、財源確保と適切な財政運営に努めます。

(3) 継続的な評価・見直し

P D C Aサイクルにより計画の評価・見直しを継続的に行います。

(4) マネジメントの推進に向けた取組

マネジメントの推進に向け、財源確保の観点から、以下の事項についてさらに検討を行います。

財源確保の観点から検討すべき事項

①施設使用料の見直し

②資産の有効活用等

- ・未利用資産の売却
- ・未利用資産の貸付
- ・広告事業（ネーミングライツ）
- ・サウンディング型市場調査等による有効活用の検討

③維持管理業務の見直し

- ・民間活力の導入
- ・指定管理の一元化
- ・包括業務委託

④PPP^{※1}／PFI^{※2}の推進

⑤基金の活用

- ・公共施設整備を目的とした基金の創設
- ・施設の統廃合による削減効果額やその他剰余金の積み立て

(5) 地方公会計の活用方針

地方公会計の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

※1 PPP：（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。PFIや指定管理者制度などが代表的な手法。

※2 PFI：（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

駒ヶ根市公共施設等総合管理計画

発行日：平成 28 年 3 月
(令和 6 年 3 月 改定)

発行者：駒ヶ根市

編集者：総務部 企画振興課 公共施設マネジメント推進室